

オーストラリア（パース）での輸出拡大支援事業委託業務 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 7 年 8 月 8 日

長野県産業労働部営業局長

1 業務の概要

（1）業務名

オーストラリア（パース）での輸出拡大支援事業委託業務

（2）業務の目的

長野県の輸出重点国であるオーストラリアにおいて、県産品の販路拡大を目的に、現地イベントへの長野県ブース出展、及びレストラン等での県産品フェアを開催し、更なる輸出促進を図る。

（3）業務内容

オーストラリア（パース）で開催されるイベントへの長野県ブース出展、及び長野県産品を PR するレストラン等でのフェア開催 等

（4）仕様書案

別添仕様書（案）のとおりに

※ただし、今後、提案内容を踏まえて変更する可能性があります。

（5）企画提案を求める具体的内容の項目

ア 現地イベントの選定及び出展する長野県ブースの具体的な内容

イ 現地レストラン等で実施する長野県産品フェアの具体的な内容（会場選定、実施内容、メニュー提案等）

ウ 県産品の輸出に関わる手続き及び輸送に関する具体的な提案

エ イベント出展及び県産品フェア当日の運営体制（通訳手配含む）

オ 上記を踏まえた適切な業務の遂行体制と実施スケジュール

カ その他

（6）業務の実施場所

オーストラリア、国内

（7）履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 30 日（月）まで

（8）費用の上限額

4,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120

条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 令和4年（2022年）度以降、同種の事業（オーストラリア）を2回以上履行した実績を持つこと。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。ただし、提出期限までに下記参加申込書等一式を提出できない場合は、企画提案評価会議への参加資格はありません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表1による。

(3) 誓約書

様式第3号の附表2（任意様式）による。

(4) その他

同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(5) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要）

長野県産業労働部 営業局（県庁5階） 担当 清水

電話 026-235-7248（直通）

メール shimizu-kikue-r@pref.nagano.lg.jp

(6) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和7年8月14日（木）日本時間 午後5時まで（以下記載の時間は全て日本時間とする）

イ 提出先 3（5）に同じ。

ウ 提出方法 メール又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業労働部営業局に到達したものに限り、参加申込書を提出した場合は、到達したことを電話で3（5）の担当者に確認してください。

(7) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

(8) 非該当理由に関する事項

- ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(3)ア)の3日前までに、書面により通知します。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により営業局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
- エ 非該当理由の説明請求の受付
 - (ア) 受付場所 3(5)に同じ。
 - (イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

- ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(5)に同じ。
- (2) 受付期間 令和7年8月20日(水)正午まで。
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)はメール等により提出するものとします。提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
(送付先等は3(5)を参照)。
- (4) 回答方法 令和7年8月22日(金)正午までに長野県公式ホームページに随時掲載します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(様式第8号)
企画書(様式第8号の附表)は、1(5)に示す企画提案を求める具体的内容の項目及び別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえた上で、記載してください。なお、様式第8号の附表の記載項目が網羅されていれば、独自様式でも結構です。企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。
 - イ 経費見積書(様式第8号の附表2)
経費の合計額は、1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - ウ 会社概要又はパンフレット(写し可)
- (2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
- ア 受付場所 3(5)に同じ。

- イ 受付期間 令和7年8月25日（月）午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ウ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を電子メール等により提出するものとします。
- エ 回答方法 一般的な質問に関しては、質問者に対し電子メールにより回答します。企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メール等により回答します。

（3）企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 **令和7年8月27日（水）正午まで**
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。）
- イ 提出先 3（5）に同じ。
- ウ 提出部数 6部（正本1部、コピー5部）
- エ 提出方法 持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は提出期限までに営業局に到達したものに限り、期限内に到達しなかった書類については無効とし、企画提案評価会議への参加資格を失います。海外法人等、企画提案書の郵送に大幅に時間を要する場合のみメールでの受付も可としますが、必ず事前に3（5）の担当者に電話連絡をしてください。電話連絡がなかった場合には、メールでの提出は無効とし、企画評価会議（プレゼンテーション）への参加資格を失います。

（4）企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

【評価基準】

審査項目	審査内容（要求内容）	配点
1 企画の優秀性	○本業務に対する理解度が高く、企画・提案内容が優れているか ○イベントの出展内容、及び現地レストラン等での県産品フェア（会場選定、実施内容、メニュー提案等）が優れており、継続的な販路拡大に繋がる内容となっているか	20
2 事業達成の確度	○仕様書に忠実度の高い業務を達成可能か ○輸出に関する手続き（輸送手段、現地倉庫の確保、ラベルの添付等）やイベント出展及び県産品フェアを確実に実施できるか	20
3 経費分配の正当性	○見積金額が上限の範囲内で、適正な価格となっているか ○イベント出展、及び県産品フェア等の経費配分が適正か	20
4 業務の実施体制 スケジュール	○業務を適切に実施できる計画・体制であるか ○輸出入及び現地レセプションの経験値が高いスタッフが含まれる実施体制となっているか	20
5 事業の経験値	○委託業務を確実に履行できる技術・実績等が十分にあるか	10
6 事業者の信頼性	○これまでの業務や経験等、信頼して業務が任せられる事業者か	10
合計得点		100

(5) 企画提案の選定の方法

(ア) 共通事項

- ① 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ② プレゼンテーションの実施日時及び場所
日時：令和7年8月29日（金）午後
開催方法：オンライン方式

※オンライン情報及び時間については、参加者に個別に連絡します。

(イ) 1次審査

- ① 6者以上の提出があった場合は、1次審査（書面審査）を実施することがあります。
- ② 審査は、提案書及び添付書類について審査します。
- ③ 審査を行った場合は、6（4）の評価基準に基づき採点を行い、合計点の上位5者を選定します。

(ウ) 2次審査

- ① 1次審査で選定された者に対して、2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、委託契約候補者1名を選定します。
- ② 審査は、6（4）の評価基準に基づき採点します。
- ③ 各構成員が審査項目ごとにA～Dの4段階により評価します。
- ④ 各構成員の点数を合計した得点が最も高い者を委託候補者として選定します。
- ⑤ なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定します。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により営業局長から通知します。
- イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により通知します。
- ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、営業局において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ア 6（6）イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により営業局に対して非該当理由について説明を求められます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付
(ア) 受付場所 3（5）に同じ。
(イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ア 提案書は複数提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載した者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により営業局長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、8（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、営業局において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3（5）と同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

参 加 申 込 書

年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
（個人にあつては住所、氏名）

下記業務の公募型プロポーザル方式に参加したいので、資格要件具備説明書類を添えて参加を申し込みます。

記

- 1 対象業務名
オーストラリア（パース）での輸出拡大支援事業委託業務
- 2 公告日
令和7年8月8日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メー ル

年 月 日

参加要件具備説明書類総括書

提出者名

1 「都道府県税」及び「消費税及地方消費税」を滞納していないことが確認できる書類
別紙のとおり（納税証明書（未納の額がないことの証明））

2 社会保険に加入していることが確認できる書類

別紙のとおり

加入義務有・労働保険
申請日直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え
及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通
知書の写し等
・厚生年金保険、健康保険
申請日直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証
明書の写し等
加入義務無・賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちい
ずれかの写し

3 同種又は類似の業務の実績（国又は地方公共団体からの委託業務）

業 務 名		
(1) 発 注 者 名		
(2) 契 約 金 額		
(3) 履 行 期 間		
(4) 業務の概要		

- （注）1 会社としての実績とし、記載件数は2件とする。
2 実績は、令和4年度(2022年度)以降、履行した業務を対象とする。
3 上記実績を証する契約書の写しを添付すること。

誓 約 書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部守一 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者 職 氏名

オーストラリア（パース）での輸出拡大支援事業委託業務の公募型プロポーザルの参加申し込みにあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 現在及び今後資格有効期間終了までに次のいずれにも該当しないこと。
 - （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者。
 - （2）物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
 - （3）長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
 - （4）長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者。
- 2 競争入札への参加及び契約に係る業務の遂行にあたり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届けること。
- 3 この誓約が虚偽であったことが判明した場合又はこの誓約書に反した場合は当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てないこと。
- 4 貴職から求めがあれば、当方の役員等名簿（生年月日を含む。）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を貴職が長野県警察本部に提供することに同意すること。

業 務 等 質 問 書

提出日： 年 月 日

発 注 機 関 名	産業労働部営業局	公 告 日	令和7年8月8日
業 務 名	オーストラリア（パース）での輸出拡大支援事業委託業務		
質 問 書 提 出 者	所 在 地		
	商 号 又 は 名 称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質 問 内 容			

企 画 提 案 書

年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
（個人にあつては住所、氏名）

下記の業務について、企画提案書を提出します。

記

- 1 対象業務名
オーストラリア（パース）での輸出拡大支援事業委託業務
- 2 公告日
令和7年8月8日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メー ル

企 画 書

提出者名

1 業務の実施者	氏 名		住 所	
2 業務に要する経費及びその内訳	※経費の合計額は、公告 1(8)に示す費用の上限額 以内となるようにしてください。			
3 企画提案内容 ①現地イベントの選定及び出展する長野県 ブースの具体的な内容 ②現地レストラン等で実施する長野県産品 フェアの具体的な内容（会場選定、実施 内容、メニュー提案等） ③県産品の輸出に関わる手続き及び輸送に 関する具体的な提案 ④イベント出展及び県産品フェア当日の運 営体制（通訳手配含む） ⑤上記を踏まえた適切な業務の遂行体制と 実施スケジュール ⑥その他				
4 再委託の予定等	(再委託先) (委託業務内容)			
5 自由提案				

※各項目のスペースは必要に応じて拡大又は縮小して使用して下さい。また、上記項目が網羅されていれば、独自様式の提案書でも結構です。

オーストラリア（パース）での輸出拡大支援事業委託業務
経 費 見 積 書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

項 目	金 額	主 な 内 訳
事務費		
人件費	円	
事業費	円	
一般管理費	円	
小計 (a)	円	
消費税(b)	円	
合計 (a)+(b)	円	

- (記載上の注意事項)
- 1 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算定した額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を記載してください。(円未満切り捨て)
 - 2 経費見積額の上限は、合計 4,000,000 円（消費税及び地方消費税（100 分の 10）を含む。）としてください。
 - 3 管理費・諸経費等を含めてください。当該見積書は委託費支払の際の参考とします。

見 積 書

年 月 日

長野県知事 阿部守一 様

見積人
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
(個人にあつては住所、氏名)

下記のとおり見積りします。

記

1 業 務 名	オーストラリア（パース）での輸出拡大支援事業委託業務
2 業務箇所	オーストラリア、国内
3 見積金額	

(見積金額には消費税及び地方消費税を含みません。)